

食品安全委員会第84回会合議事録

1．日時 平成17年3月3日(木) 14:00～14:34

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 ノバルロンについて

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・特定保健用食品2品目に関する食品健康影響評価について

松谷のおそば

黒烏龍茶

(3) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(農林水産省からの報告)

(4) 食品安全委員会の2月の運営について(報告)

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

農林水産省 栗本衛生管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5 . 配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ノバルロン」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

資料 4 食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 84 回の会合を開きます。

本日は委員 7 名の方全員御出席でございます。なお、農林水産省から栗本衛生管理課長は後から出席になられます。厚生労働省からは松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長に出席していただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元にもございます食品安全委員会議事次第がございますので、ごらんになってください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が『「ノバルロン」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について』。

資料 2 が「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）」であります。

お手元でございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料の 1 - 1 にありますとおり、2 月 28 日付けで厚生労働大臣から、食品健康影響評価の要請がありました農薬「ノバルロン」について、厚生労働省から説明がございます。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしくをお願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の 1 - 2 に基づきまして「ノバルロン」の食品健康影響評価のお願いについて御説明申し上げます。

このノバルロンという農薬でございますが、資料 1 - 2 の 2 の『「ノバルロン」の概要』の第 3 パラグラフ「なお」から始まるパラグラフでございますけれども、この「ノバルロン」につきましては、既に平成 15 年 12 月 25 日に食品安全委員会の評価結果をいただいたところでございます。

1 に戻って恐縮でございますが、しかしながら、本年の 1 月 13 日付けで、農林水産省から、この「ノバルロン」について適用の追加、具体的にはテンサイに用いるという適用の追加の連絡をいただいたところでございます。

同じく、企業の方から、国外で使用する農薬で、その農薬が残留をした食品が日本に輸入されるというものについて基準をつくるというガイドラインを示しておるわけですが、そのガイドラインに基づきまして、リンゴとナシについて基準をつくってほしいという要望が出てきたところでございまして、これら、テンサイ、リンゴ、ナシに対応するために基準の改正をしたいということで、基準改正に当たりまして、リスク評価をお願いするものでございます。

2 の『「ノバルロン」の概要』でございますが、ノバルロンは殺虫剤でございますが、本年 1 月現在キャベツ、トマト、ナスに国内の登録がある、更には、昨年 6 月に残留基準を告示しておるというものでございます。

繰り返しになりますが、今回、適用追加の申請がございましたのがテンサイでございますが、国外においてはリンゴとナシについて要請がされておるというものでございます。

国際的に見ますと、JMPR では評価が行われておりませんし、国際基準も設定されておりませんが、アメリカ、オーストラリアなどの国々で登録・使用がさなれておるということでございます。

「今後の方向」でございますけれども、食品安全委員会の評価結果を持って、これら基準の追加について審議会での御議論を賜りたいと考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何か御質問などございますでしょうか。

寺尾委員 これはどういう議論をしたらいいんですか。これは A D I が変わるわけですか。A D I からまた、し直せという話ですか。

村上評価課長 このように既に我が食品安全委員会において御審議が行われまして、A

D I が設定されたものについてどういう取扱いをするのかというのは、御相談しなければならないと思っているんですが、例えば、1つの方法は、ある時点で、例えば去年評価が終わっているものについては、その評価が出た以降、新たなデータがないのかどうかということを積極的に検索をして、その検索した結果を基に、既に設定された A D I が変更の必要のあるものかどうかということをお判断いただくということになるのではないかと考えておいて、ただ、ちょっとまだ過渡期と申しますか、こういうシステムができた当初ですので、ついこの前やったばかりのものがまた出てくるというのも、事例としては出てきてしまうということであろうかと思っております。

寺尾委員 わかりました。

本間委員 あと、今の御説明の中で、米国からの農産物に、リンゴとナシの中に入っているからというような御説明でしたけれども、これを、仮にこれで認めるとすることは、当然日本の国内のものにも同じようなものが適用されると考えていいことでしょうか。

中垣基準審査課長 食品衛生法上の基準というのは、当然のことながら輸入農産物にも国内で流通する農産物にも同じ値が規制としてかかります。ただ、国内で、リンゴ、ナシに使うためには、農薬として用いるために、農薬取締法上の登録も必要でございますので、その手続は、農薬取締法上の手続として別途行う必要がございますけれども、食品衛生法上は当然のことながら同じ基準が適用になります。

寺田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、先ほどの話にもありましたように、つい最近あったことですから、今、過渡期だということで、この「ノバルロン」につきましては、もう一度という言い方は、ちょっと悪いですが、私ども委員会の農薬専門調査会で審議をさせていただきます。今後、こういうのはどうするかということ、本委員会で審議してお返しするというのもあり得るということで、今回は農薬専門調査会で審議させていただく。それでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 では、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてであります。特定保健用食品 2 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報、意見募集の手続は終了いたしておりますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それで、資料の 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。

本日お諮りいたしますものは、特定保健用食品 2 品目、「松谷のおそば」というものと、「黒烏龍茶」というものでございます。これらにつきましては、意見・情報の募集の手続に入ります前に、一度、本委員会にお諮りしておりますので、少し簡単に御説明をさせていただきます。

「松谷のおそば」と申しますものは、これは専門調査会で 3 回の審議を経まして、先日、意見・情報の募集のお許しをいただいたものでございますが、難消化性デキストリンを含むそば形態の食品、おそばであります。「血糖値の気になる方」ということを標榜して売りたいということでありまして、関与成分としては、難消化性デキストリン、120 g のおそばの中に 6.2 g 含まれているというものでございます。

それで、難消化性デキストリンは食品中にも広く存在をしているものでございまして、また更に既に特定保健用食品として 100 品目近く許可が既に出ております。形態としては清涼飲料水とかあるいはみそ汁、ゼリーというようなもので、そばの形態のものはこれが初めてということですが、食経験としてはあるというものでございます。

動物を用いた試験、あるいは *in vitro* 試験あるいはヒトを用いた試験等が行われておまして、これにつきましては、特段の意見・情報もございませんでしたものですから、本品については、当初の案どおりということではありますが、資料 2 の 3 ページのところがございますけれども、審査結果としては、『「松谷のおそば」については、食経験と安全性にかかる部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。』ということで、3 月 1 日付けで、専門調査会座長より、食品安全委員会委員長あて報告がとりまとめられて提出されたものでございます。

次の品目は、「黒烏龍茶」というものでございますが、これは「黒烏龍茶」という商品名でございますけれども、基本的にはウーロン茶でございまして、ウーロン茶の中の通常含まれている成分でありますポリフェノール、ウーロン茶重合ポリフェノールと言っておりますが、そのものを少し濃度を濃くしたというものでございます。

形態としては、清涼飲料水形態でございまして「中性脂肪が気になる方や、脂肪の多い食事を摂りがちな方に適する」ということを標榜して売りたいというものでございます。

関与成分はウーロン茶重合ポリフェノール O T P P と略しておりますが、このものを普通のウーロン茶中には大体 1 杯当たり 250 ml で 30 mg 含まれているものを、O T P P の量として 70 mg まで増量したというものでございまして、そういう意味で、関与成分についても、食経験はあるというものでございます。

本品につきましては、4 回の専門調査会における御議論を経て、審議結果の案がとりま

とめられたものでございますが、前回、食品安全委員会に、意見・情報の募集の手続に入る前にお諮りをしたときに、委員の方から、御意見が出されまして、11ページに書いてございますが、実際には、意見・情報の募集の結果、外部からの意見・情報はなかったわけでございますが、委員会において御指摘をされた件について、審議結果を更に精査をして、改定と申しますか、少しわかりやすくなるように書き直した部分がございます。

御意見は、報告書案中の各種試験において使ったサンプルが「OTPPエキス」とか、「ウーロン茶エキス」とか、いろいろな書き方をしているけれども、試験をするのであれば、関与成分であるOTPPを試験をすべきなのではないかということと、何を使ったのかということをはっきり書かないといけないのではないかと、記述がわかりにくいという御指摘でございました。

これにつきまして、専門調査会におきましても、再度精査をし、申請者に対しても、確認をいたしましたところ、「OTPPエキス」とか「ウーロン茶エキス」と書いてあるものは、基本的には同一のものでありまして、本品につきましては、当初の記述ですと、純品のOTPPを取り出して、それをウーロン茶重合ポリフェノールに添加をして、OTPP濃度の高い「黒烏龍茶」の本品、本商品をつくるようにも読めるような書きぶりになっておりましたけれども、実際上は、本品を製造する際には、もともとのウーロン茶を濃縮いたしまして、OTPP濃度を高くしたものをつくって、それをウーロン茶に配合するというような形で、OTPP濃度の増加を図っているということでありまして、必ずしもOTPPの純品を取り出して、それを添加をして濃度を調整しているわけではないということが明らかとなりましたので、審議結果の記述については、すべてそのようなことが明らかになるような書きぶりに改定をさせていただきました。

ということで、本品につきましては、ウーロン茶エキス及び市販ウーロン茶をコントロールとして、ウーロン茶エキスを配合して、そのOTPP濃度を調整をしたものでいろいろな試験が行われておりまして、食経験もある、それから、*in vitro*、*in vivo*の試験、あるいはヒト試験において問題となるような所見はないということでございまして、本品についての専門調査会としての御結論は、当初の結論どおりということでございますが、7ページの4のところでございますように、『「黒烏龍茶」については食経験、*in vitro*、及び動物を用いた試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。』という御結論でよろしいという専門調査会の御判断になりましたものですから、3月1日付けで先ほどの品目と同様に、座長から委員長あてに報告が提出をされたものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいはこの記載事項に関しまして、何か御意見はございますでしょうか。

以前に、条件付きの特保のときに、順番が変わると言っていましたね。それは、向こうから今度審査依頼があったところから順番が変わってくるんですね、順番が変わるとするのは、要するに、効果を見てから安全をやるということですか。

村上評価課長 そのとおりでございます。2月1日以降、こちらにいただくものについては、そのようにいたします。

寺田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、特定保健用食品2品目につきましては、新開発食品専門調査会におけるのと同じ結論になりますが、「適切に摂取される限りにおきましては、安全性に問題はないと判断される。」ということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について、農林水産省から報告があります。農林水産省の栗本衛生管理課長、よろしくをお願いいたします。

栗本衛生管理課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の3を御覧いただきたいと思えます。2月26日でございますが、農場サーベイランス、いわゆる死亡牛検査でBSE感染牛が確認されましたので、御報告をさせていただきます。プレスリリースの記のところに当該牛の概要が書いてあります。

品種はホルスタイン種で雌。102ヶ月齢、平成8年の8月生まれでございます。飼養地は北海道中川郡本別町で、自家産、ここで生まれて育てられた牛です。

この牛は、2月22日に関節炎ということで廃用の処分になりまして、翌日23日に十勝家畜保健衛生所でELISA検査を受けて陽性ということで、この時点で飼養地農場では、移動自粛をお願いをして、飼育状況の確認ですとか、関係情報の収集に取りかかっていたいております。

そして、この検体は、翌日の24日に送られまして、動物衛生研究所に25日に着いたということで、その日遅くなって結果が出てまいりまして、前の方に戻っていただきますと、この結果については、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会のプリオン病小委員会の先生方に見ていただきまして、BSEであるという結論を得たというものでございます。

2枚目に、ウエスタン・プロットの結果、そして、3枚目に組織学的な検査結果を添付させていただいております。典型的なケースということだと思います。

この牛は、国内のBSE牛としては15例目ということになりまして、死亡牛検査、農場サーベイランスでは3例目ということになります。

26日に、新聞・テレビ・一部ですけれども、報道されましたが、大変静かに報道していただいております。現地でも特段の混乱はないということでございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか、どうぞ。

見上委員 1つ同居牛というか、コホート牛の検査はいつごろ終わるんですか。

栗本衛生管理課長 疑似患畜は今、現地の方で確認をさせていただいておりますので、それが確定されてから順次ということになると思います

寺田委員長 ほかに。

本間委員 これは生きているときに、この牛のいろいろな行動などは特段のことは観察されなかったんですか。

栗本衛生管理課長 私ども聞いております範囲になりますけれども、2月2日に一旦と畜場に送ろうとしたようでございまして、そのときに、すべて足を痛めたということで、それで、しばらく飼って様子を見ていたけれども、もう廃用という判断で、最終的には関節が張れてきたということで、関節炎という判断だったということですが、いわゆる、BSE特有の症状を見せていたというふうには聞いておりません。

寺田委員長 よろしいですか。こちらは細かい技術的なことで恐縮なんですけれども、2枚目のウエスタン・プロットのところに、レーン1～3はマウススクレイピー陽性対照と書いてありますが、これはスクレイピーの組織をマウスに移植したものなんですか。

栗本衛生管理課長 マウスにスクレイピーを感染させたものを材料にしているものです。

寺田委員長 BSEではなくてね。

栗本衛生管理課長 そうです。これは一応参考に並べてあるということです。

寺田委員長 それから、このELISA 1st、2ndと書いてあるのは、ELISAがポジティブになった同じものをウエスタンにやったということですね。

栗本衛生管理課長 ELISA検査は、2回確認のときはやっておりますので、その2回分を材料にしているという。

寺田委員長 同じものをウエスタンにやっている。ELISAに使った残りをという意味ですね。

栗本衛生管理課長 そうです。

寺尾委員 抗体：T2というのは、スクレイパーとBSE両方見ることができるものな
んですかね。

栗本衛生管理課長 済みません。間違っていたらまた訂正したいと思いますが、1から
3のは、マウスのスクレイパーだけで（検出感度を保証するために使用しているもの）、
4と5のところはBSEの陽性対照ということのようでございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

それでは、食品安全委員会の2月の運営につきまして、事務局からお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、資料4に基づきまして、食品安全委員会の2月の運営状況
について御報告いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。食品安全委員会の開催状況でござい
ます。

第80回会合を2月3日に開催しておりまして、添加物2品目、そして、ここに記載の基
準の改正について評価要請がありまして、厚生労働省から御説明を受けております。それ
が1つ目でございます。

2つ目がピルリマイシンについて、意見・情報の募集に着手いたしております。

その下でございますが、遺伝子組換えのこの表記の品目につきまして、意見・情報の募
集に着手しております。

また、「健康食品」に係る制度の見直しについて、厚生労働省から報告を受けておりま
す。

平成17年度食品安全モニターの募集について報告いたしております。

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係ります関係府省相互の連携・政策調整
の強化ということで、御報告をいたしております。

その下ですが、1月の運営報告。

続きまして、81回、2月の10日に開催した会合でございますが、ここでは、動物用医
薬品3品目につきまして、評価結果につきまして御審議いただきまして、同日付けで食品
健康影響評価の結果を農林水産大臣に通知しております。

その下ですが、3品目の添加物につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定
いたしております。

また、国内における発のVCJDの発生につきまして、厚生労働省から報告を受けてお
ります。

また、EUにおけるGBR評価につきまして、調査報告を受けております。

「食の安全ダイヤル」の1月分の報告でございます。

続きまして2ページにまいりまして、82回会合、2月17日に開催しておりますが、農薬2品目につきまして評価要請を受けまして、厚生労働省から御説明を受けております。

農薬「プロヒドロジャスモン」につきまして、評価結果を検討の上、その結果を厚生労働大臣に通知いたしております。

続きまして、83回会合、2月24日でございますが、添加物専門調査会で審議中の「ナタマイシン」について、意見・情報の募集に着手しております。

遺伝子組換えの品目につきまして、国民からの意見・募集に着手しております。

企画専門調査会で審議いたしました平成17年度の食品安全委員会の運営計画案につきまして、意見・募集に着手いたしております。

食品安全モニターからの1月分の報告を受けております。

続きまして、専門調査会の開催状況でございますが、まず企画専門調査会、第9回会合を2月18日に開催しております、1つ目が委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件についての検討でございます、ここに書いてございます4案件につきまして、候補として選定するというので、委員会に報告することを決定しております。

また、先ほどの平成17年度の運営計画についての審議を行っております。

その下ですが、リスクコミュニケーション専門調査会、2月4日に開催しておりますが、日本におけるBSE対策に関する意見交換会の概要についての報告。

また、国際ワークショップの概要について御報告をいたしております。

リスクコミュニケーションに関する各省の取組について報告をいたした上、今後のリスクコミュニケーションの取組について御検討をいただきました。

続きまして3ページにまいります。

緊急時対応専門調査会、2月2日に第9回会合を開いておりますが、こちらでは、食中毒に関しまして、関係府省の対応マニュアル、そして、委員会の対応マニュアルの案につきまして検討をいただいております。

添加物専門調査会、「アセトアルデヒド」につきまして、2月23日に検討されております。

農薬専門調査会、2月9日に「アゾキシストロビン」について検討されております。

動物用医薬品専門調査会、2月24日に「塩酸ジフロキサシン」の再審査について検討されております。

器具・容器包装専門調査会、2月7日の会合では、「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂

製の器具又は容器包装」について検討をされております。

プリオン専門調査会、第20回会合、2月24日に開催されておりますが、引き続きBSE対策の我が国の対策について見直しに関する諮問、これを受けての検討が続いております。

遺伝子組換え食品等専門調査会、2月15日にここに出しております遺伝子組換え食品等2品目について検討されまして、①の方につきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことについて委員会にお諮りすることを決定しております。

新開発食品専門調査会、2月28日ですが、特定保健用食品4品目につきまして検討されまして、このうちの1番目と2番目と4番目につきまして、意見・情報の募集を行うことについて委員会に諮ることを決定しております。

続きまして4ページにまいります。こちらは、委員会が主催しております意見交換会等の開催状況であります。2月10日に食品中の化学物質の安全性に関する意見交換会を岡山で開催しております。

2月18日に、食品のリスクアナリシスに関する意見交換会を開催しております。こちらは九州農政局との共催という形を取っております。

2月23日、リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や消費者等の方々と、食品の安全・安心を確保するために何をなすべきかについての意見交換会を山形県で開催しています。

2月の運営状況、以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの2月の運営状況に関する説明あるいは記載事項に関して、御意見、質問ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、そのほかに何かございますか、議事として。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の先生方、時間もありませんが、何か御発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、第84回の「食品安全委員会」を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては3月10日、木曜日を予定しておりますが、同じ日に国際獣疫事務局OIEのベルナル・ヴァラ事務局長を招聘し、世界におけるBSEの状況やOIEについて講演会を開催する関係上、この委員会は14時からではなく13時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、9日9時30分から「微生物専門調査会」が公開で開催を予定しております。

なお、8日火曜日、13時から「食品に関するリスクコミュニケーションーリスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会」を富山市で開催。

10日木曜日、15時から先ほど申しあげました「食品に関するリスクコミュニケーション 東京 - 世界のBSEをめぐる状況とOIEの役割 - 」ということで、東京の永田町にあります星稜会館で開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。終わります。